

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗に関する届出を変更する旨の届出について、縦覧に供する。

平成十九年五月十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 変更の対象となった届出
平成十八年岡山県公告第四四四号で公告された大規模小売店舗の新設
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ラ・ムー津山店
所在地 津山市林田七一一一ほか
- 三 届出の概要
 - 1 変更事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の位置
（変更前）届出書添付図一記載のとおり
（変更後）届出書添付図二記載のとおり
 - 2 届出年月日
平成十九年五月一日
- 四 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
平成十九年五月十一日から平成十九年九月十一日まで
 - 2 縦覧の場所
岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商工観光課